



Auktorisoidun kääntäjän tutkinto 12.11.2016

Kielet ja käännösuunta
japanista suomeen

Aihepiiri (aukt2)
laki ja hallinto

Käännöstehtävä

Laadi liiteasiakirjasta laillisesti pätevä käännös

Lähde: http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_05/index.html

Käännöksen käyttötarkoitus

Avioeroa koskeva riita-asia

*Huom! Käännökseen ei saa kirjoittaa vakuuslauseketta eikä nimeä!
Vakuuslausekkeen tai nimen kirjoittaminen käännökseen johtaa
tutkintosuorituksen hylkäämiseen.*

Tekstissä on 859 merkkiä. Translitteroituna tekstissä on 2050 merkkiä.

履行勧告手続等

(---)

強制執行の手続について

強制執行の手続には、直接強制と間接強制とがあります。

(1)直接強制

(ア)

直接強制は、権利者の申立てにより、地方裁判所が義務者の財産（不動産・債権など）を差し押さえて、その財産の中から満足を得るための手続です。

強制執行の申立てには、

- (1)調停調書， 審判書， 判決書などの書面（正本）(---)
- (2)送達証明書(---)
- (3)審判の場合，これが確定したことの証明書

が必要です。これらの書面は、調停、審判、判決などをした家庭裁判所に申請して交付を受けることができます。このほかに住民票や商業登記簿謄抄本などの書類が必要になることがあります。

債権執行の申立てには、手数料（原則として4,000円）及び郵便切手（実費3,000円程度。各裁判所によって異なります。）が必要です。

(---)

(イ)

養育費等の特則（将来の分の差押え）について（平成16年4月1日からの制度です。）

差押えは、通常の場合、支払日が過ぎても支払われない分（未払分）についてのみ行うことができます。しかし、裁判所の調停や判決などで定めた養育費や婚姻費用の分担金など、夫婦・親子その他の親族関係から生ずる扶養に関する権利で、定期的に支払時期が来るものについては、未払分に限らず、将来支払われる予定の、まだ支払日が来ていない分（将来分）についても差押えをすることができます。(---)

(2)間接強制（平成17年4月1日からの制度です。）

間接強制とは、債務を履行しない義務者に対し、一定の期間内に履行しなければその債務とは別に間接強制金を課すことを警告した決定をすることで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な支払を促すものです。

原則として、金銭の支払を目的とする債権（金銭債権）については、間接強制の取組をとることができませんが、金銭債権の中でも、養育費や婚姻費用の分担金など、夫婦・親子その他の親族関係から生ずる扶養に関する権利については、間接強制の方法による強制執行をすることができることになっています（（1）イとは異なり、定期的に支払時期が来るものに限られません。）。（---）